

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年2月15日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業 務 名 潜在的介護職員等活用推進事業委託業務

(2) 業務の目的及び内容

道内の介護職員を安定的に確保するため、介護に関する資格を有していながら就業していない潜在的有資格者等を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣事業及び「職業安定法」（昭和22年法律第141号）に規定する職業紹介事業の許可を有する者（以下「人材派遣会社」という。）が有期雇用契約労働者（以下「雇用契約者」という。）として雇用し、介護事業所等へ紹介予定派遣することにより、当該雇用契約者が、実際の就業を通じて就職先としての職場を見極める機会を提供することで、派遣期間終了後における派遣先での直接雇用に繋げる。

(3) 契約期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）第5条に規定する一般労働者派遣事業者としての許可を受けていること。

(2) 職業安定法第30条に規定する有料職業紹介事業者としての許可を受けていること。

(3) 道内に本社又は事業所（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当していないこと。

(5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。

(6) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(7) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

(8) 暴力団関係事業者等ではないこと。

(9) 次に掲げる税を滞納している者ではないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く）

ウ 消費税及び地方消費税

(10) 次に掲げる届出の義務を履行していない者ではないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからオまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請書の交付期間 令和5年2月15日（水）から令和5年3月1日（水）まで

（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 申請書の交付場所

次の場所で交付する。

郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課
電話番号011-231-4111（代表）内線25-676
011-204-5268（直通）

なお、申請書は北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/jinzai/senzaiproposal.html>)においてダウンロードすることができる。

- ウ 申請書の提出期限 令和5年3月1日（水）午後5時必着
- エ 申請書の提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による。
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）
- オ 申請書の提出場所 3の(1)のイに同じ。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 3の(1)のアに同じ。
- (2) 交付場所 3の(1)のイに同じ。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和5年3月15日（水）午後5時必着
- (2) 提出場所 3の(1)のイに同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による。
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

3の(1)のイに同じ。

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、説明書による。
- (4) なお、本事業は、予算議決前のため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算額等について変更する場合又は事業が中止となる可能性がある。